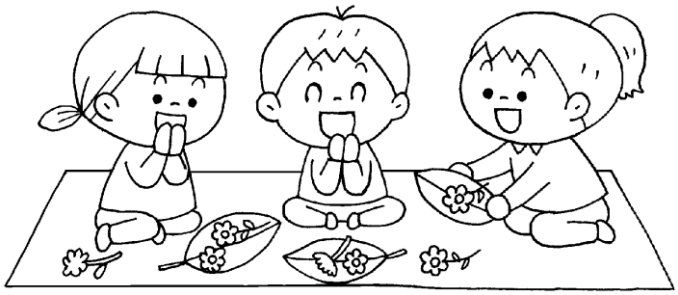
れいわ　ねんど　ほいくしょとうにゅうしょあんない

令和2年度 保育所等入所案内









目次

１	保育所とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P２	２	入所の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P２
３	保育所の入所申請について・・・・・・・・・・・・P３	４	入所申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・P５
５	入所申請の受付期間・・・・・・・・・・・・・・・P８	６	利用調整について・・・・・・・・・・・・・・・・P９
７	入所後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・P９	８	保育の認定について・・・・・・・・・・・・・・・P１０
９	保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・P１１	１０	育児休業取得（予定）の方へ・・・・・・・・・・・P１４
１１	よくある質問とその回答・・・・・・・・・・・・P１５	１２	申請書の記載入例・・・・・・・・・・・・・・・・P１７
１３	ファミリー・サポート・センター事業について・・P１９	１４	病児・病後児保育事業について・・・・・・・・・・P２０
１５	保育所（園）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・P２１	１６	市内保育所分布図・・・・・・・・・・・・・・・・P２２

保育所（園）についてのご相談がありましたら、保育所・幼稚園課保育支援係までご連絡下さい。

〒８３８－０１２６　小郡市二森１１６７番地１（あすてらす内）

小郡市役所　保育所・幼稚園課　保育支援係　☎７２－６６６６（内線７２３・７２４）

１　保育所とは

就学前の児童で、日中家庭内において保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育することを目的とした児童福祉施設です。

２　入所の基準

児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合で、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に、保育所に入所することができます。

① 居宅外で労働することを常態としていること。

（１日４時間以上及び月１５日以上かつ６４時間以上）

② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

（１日４時間以上及び月１５日以上かつ６４時間以上）

③ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

（出産予定日または出産日の前後合わせて６ヶ月間のうち必要な期間）

※ただし、入所希望日は出産予定日の２か月前の１日からになります

④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

⑤ 同居している親族（長期入院している親族）を常時介護・看護していること。

⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

⑦ 求職活動中であること、就学中であること。

（就学中の場合は１日４時間以上及び月１５日以上かつ６４時間以上）

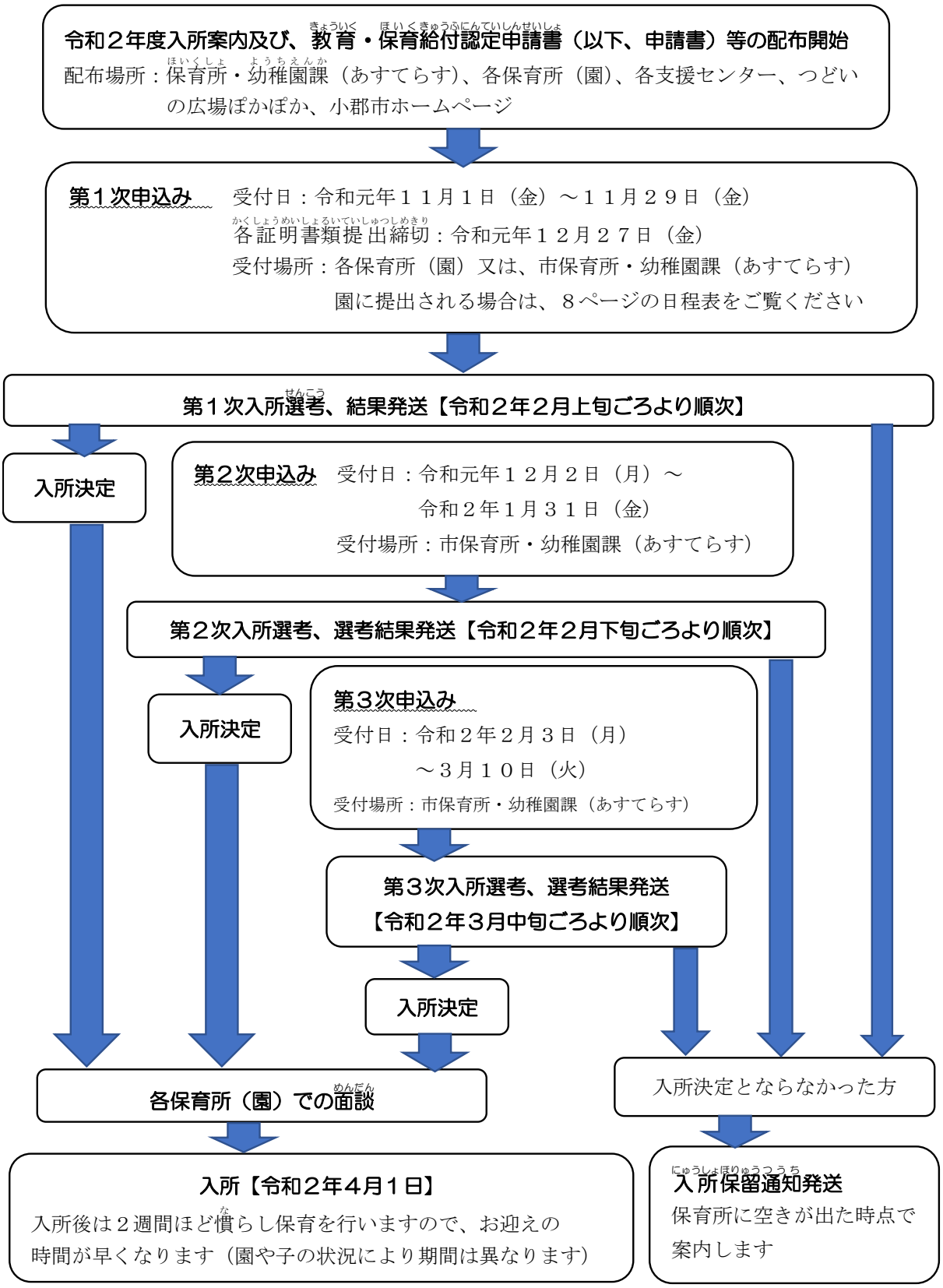
⑧ 虐待やDVのおそれがあること。

⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること

⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合。

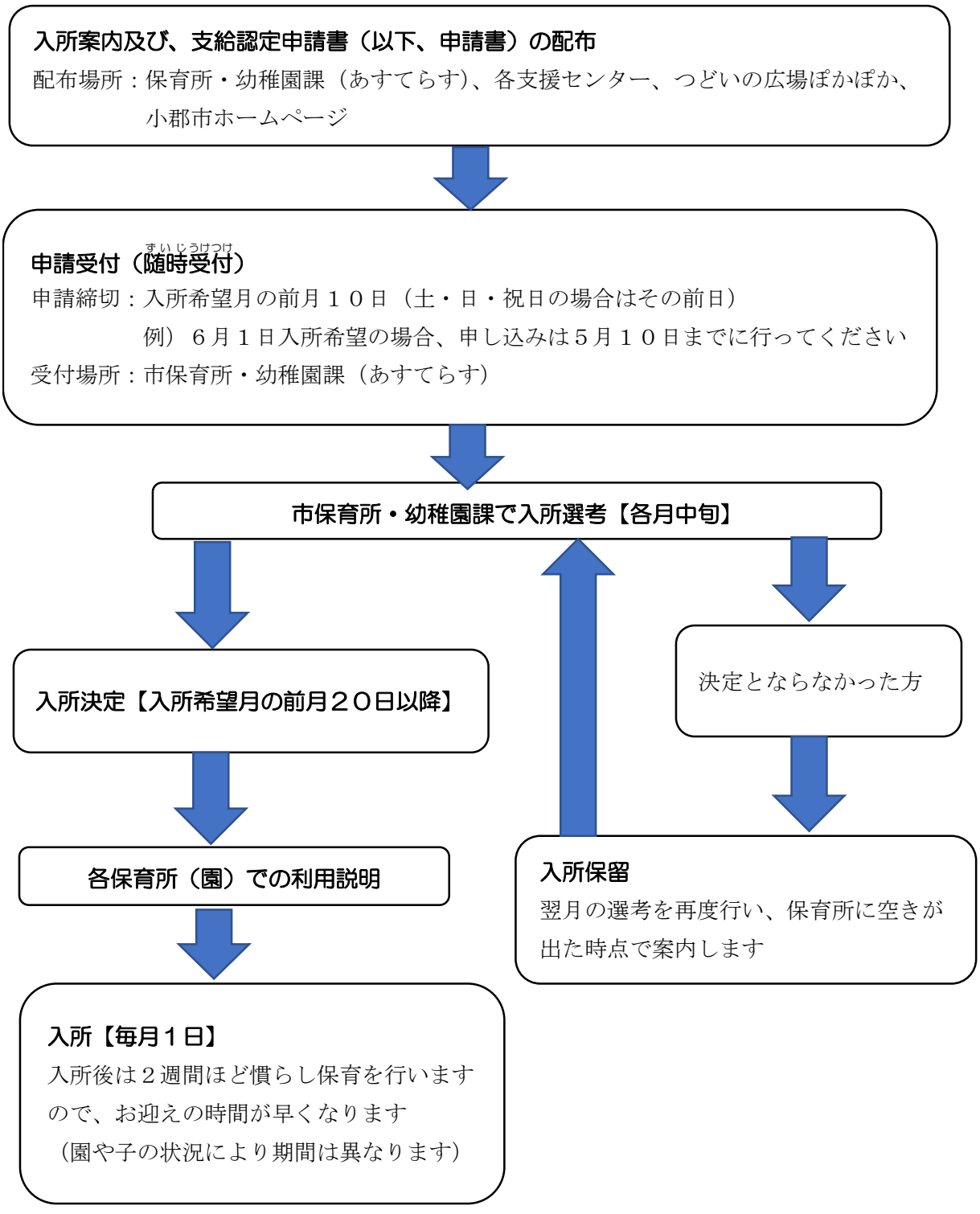
３　保育所の入所申請について

Ⅰ　申請から入所までの流れ（令和２年４月１日入所の場合）



※令和２年３月１１日以降の申込みは、年度途中入所（５月以降）になります。

Ⅱ　申請から入所までの流れ（年度途中入所の場合）



４　入所申請に必要な書類

Ⅰ　教育・保育給付認定申請書（施設利用申請書兼児童台帳）
Ⅱ　保育所入所申込調査票
Ⅲ　保育の必要性を証明する書類
Ⅳ　在園証明書
Ⅴ　保育料を決定するための書類（対象者のみ）
Ⅵ　個人番号台帳

Ⅰ　令和２年度教育・保育給付認定申請書（施設利用申請書兼児童台帳）（１７ページの記入例を参照）

入所を希望する児童1名につき1枚の提出が必要です。

Ⅱ　保育所入所申込調査票（裏面あり）

入所を希望する児童１名につき１枚の提出が必要です。

（必要に応じて、個別に面接させていただく場合があります。また、ご相談したいことがあれば遠慮なくお申し出ください。）



Ⅲ　保育の必要性を証明する書類

＊家族全員の提出が必要です。

＊児童と同居している64歳以上（令和２年４月１日時点）及び高校生以下の方は必要ありません。

＊入所児童が複数の場合は、書類に入所児童名を連名で記入してください。

家庭で保育できない理由	必要書類	様式	提出期限
会社等に勤務している人（パート、内職含む） 育児休業を取得している人	就労証明書	様式①	令和元年11月～12月27日（第１次申込み）
自営業の人	申告書（経営者自身で記載）	様式②	
農業の人	申告書（農業者自身で記載）	様式③	
病気の人	申告書 ＋ 病気であることを証明できる書類	様式④	
出産前後の人	申告書 ＋ 母子健康手帳の写し(保護者氏名と出産予定日のわかるもの)		
障がいのある人	申告書 ＋ 身体障害者手帳または療育手帳の写し等		
在学中の人	申告書 ＋ 在学証明書等（父母のみ）	様式④＋⑧	
家族経営または親族の経営に従事している人	専従・従事者証明書（経営者の証明）	様式⑤	

求職中の人	誓約書（入所から２か月以内に、就労証明書を提出すること）	様式⑥	
介護・看護の人	申告書及び介護・看護状況表等	様式④+⑦	

Ⅳ　在園証明書

認可保育所に入れなかった等の理由で、認可外保育所を利用している世帯への配慮を行います。その場合は通園中の認可外保育所等からの在園証明書が必要です。

Ⅴ　保育料を決定するための書類　（対象者のみ）

母子（父子）家庭や、同一世帯に障がい児（者）がいる場合、保育料が減額になる場合があります。また、企業主導型保育所や幼稚園等にきょうだい児が通っている場合は、2 番目以降のお子さんの保育料が減額されます。適用するには、それらを証明する書類が必要になりますので、下表を参考にご準備下さい。

対象者	提出書類	発行者	提出期限
母子（父子）家庭	**戸籍謄本** **（戸籍全部事項証明）**	本籍地のある市町村	令和元年11月～12月27日（第１次申込み）
きょうだい児が企業主導型保育所や幼稚園等に通園中の方	**在園証明書**	現在通園中の施設長	
入所希望児童を含む同居者が、障がいを有している場合	**障害者手帳**	居住地の都道府県知事	

Ⅵ　個人番号台帳

マイナンバー制度開始に伴い、保育所入所申請を行う際にマイナンバーの番号確認と身元確認が必要になります。その為、個人番号台帳のご提出をしていただく必要があります、なお、他人の成りすまし等を防止する為、厳格な本人確認が義務付けられます。本人確認では、「**マイナンバーを確認できる書類**」と、「**マイナンバーの所有者本人と確認できる書類**」が必要です。

※入所児童の保護者様は、次のいずれかを用意し、窓口までお越しください。なお、同居者の方のマイナンバーを必ず控えておいてください。同居者のマイナンバー確認とマイナンバーの所有者確認は行いませんが、個人番号台帳に記載して頂く場合があります。詳しくは、17ページの「個人番号台帳　記入例」をご覧ください。



・郵送でお申込みをする場合

確認方法は窓口で行う場合と同様に、マイナンバー確認とマイナンバーの所有者確認が必要な為、個人番号カードもしくは、通知カード又は個人番号が記載された住民票と免許証等のコピーを添付してください。

なお、郵送の際は簡易書留をお勧めします。

○身元確認書類の例

官公署から発行された、顔写真付きの書類

・運転免許証

・パスポート

・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳　　など

または顔写真のない、官公署から発行された書類のうち 2 つ以上

・国民健康保険証、健康保険証

・国民年金手帳

・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書　　など

５　入所申請の受付期間

Ⅰ．新年度（４月）入所希望の場合

期日＼時間	９：００～１１：００	１３：３０～１５：３０	場 所
１１月６日（水）	すばる保育園	三国が丘保育園	各保育所（園）
７日（木）	松崎保育園	大崎保育所	
８日（金）	三国保育所	みすず保育園	
１１日（月）	小郡保育所	御原保育所	
１３日（水）	のびっこ園		
１４日（木）		大原保育園	
１８日（月）	味坂保育園	小郡中央保育園	
２２日（金）	城山保育園	さくら乳児保育園	

＊さくら乳児保育園とのびっこ園、あすみ園の入所対象児は、0，1，2 歳児のみです。

（平成29年4月2日以降にお生まれのお子様が対象です。）

＊上記の日程で来られない方については、令和元年11月1日（金）～29日（金）の日程で、市保育所・幼稚園課（あすてらす）で受け付けます。

＊あすみ園をご希望の方は、市の窓口でお申込みください。

＊申請された方について、必要に応じて面接を行います。

＊１１月２８日（木）、２９日（金）は、市保育所・幼稚園課で１９：００まで受け付けます。

＊入所決定は２月上旬～３月中旬、保育料決定は３月下旬の予定です。

Ⅱ．年度途中入所希望の場合

4月入所決定後、保育所の受け入れに余裕がある場合、5月以降の入所が可能です。

市保育所・幼稚園課で、随時受け付けます。

＊毎月１日が入所日になります。

＊入所希望月の前月の 10 日まで（土・日・祝日の場合はその前日まで）に書類を提出してください。

＊入所決定は入所希望月の前月２０日以降になります。（詳しくは4ページをご覧ください。）

６　利用調整について

Ⅰ．利用調整の方法等

定員を超える入所申請があった場合、利用調整を行います。第1希望の施設について、保育の必要性が高い児童から定員等を勘案し調整します。第1希望の施設が定員超過等の場合には、第2・第3希望の施設にて調整を行います。

優先順位について

利用調整を行う際、両親の勤務時間、日数、家庭の状況等で優先順位を決定します。

	優先順位が高い例	優先順位が低い例
児童の両親等の勤務状況	全員がフルタイム勤務	求職中または短時間勤務

入所申請をしても希望者が多数いるため、希望する保育所に入所できない場合や、審査の結果、保育所入所の基準に該当しないため入所が認められない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

希望施設において入所できなかった場合は、申請書を引き続き保管し、保育所に空きができた場合に優先順位の高い児童から入所のご案内をいたします。なお、申請書の有効期限は年度末（令和3年3月31日）までです。令和3年4月1日入所を希望する際は、令和2年 11 月に申請をしてください。

長期間入所待ちとなっていることや申し込みの順番は、入所の可否には関係しません。

※申請書を提出後、期日までに入所に必要な書類が提出されない場合や、提出された必要書類に不備または不正が認められた場合は、申請が無効になる場合があります。

Ⅱ．入所申請の取り下げ、決定後の辞退について

入所申請後、状況の変化等により、申請の取り下げや、決定後の辞退をする場合は、速やかにお申し出ください。また、取り下げ後に再度、保育所等の利用を希望する場合は、改めて申し込みが必要になります。

７　入所後の手続き

入所後に勤務先や家庭の状況に変更が生じた場合や、退所を希望される場合は、書類の提出等が必要となります。下記の場合は速やかにお申し出ください。

(1)退所されるとき

(2)世帯状況が変わったとき(離婚・世帯員変更など)

(3)就労・在学状況が変わったとき**（就労先、就労日数、産前産後休暇取得時、育児休業取得時など）**

(4)居住地が変わるとき(転出・転居など)

(5)家庭内保育が可能となったとき(退職など)

(6)入所期間を変更するとき(期間内の退所、入所期間の延長など)

＜保育所等入所要件の現況確認＞

保育所入所後における、保護者及びその同居者の就労状況等の確認の為、現況確認を行います。

・実施予定期間　　令和２年６月～７月

８　保育の認定について

Ⅰ．保育の支給認定について

保育所等の給付対象となる施設・事業を利用される場合において、年齢や利用希望の事業に応じ、支給認定を行います。

認定区分	年齢	給付の内容
１号認定 教育標準時間認定	満３歳以上	教育標準時間 （幼稚園、認定こども園）
２号認定 保育認定	満３歳以上	保育標準時間又は保育短時間 （保育所、認定こども園）
３号認定 保育認定	満３歳未満	保育標準時間又は保育短時間 （保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

3号認定の区分は3歳になる日の前々日までで、3歳になる日の前日から2号認定の区分になります。
（現在、小郡市には、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育を行う事業はありません。）

Ⅱ．保育の必要量について

2号・3号認定を受ける方は、証明いただいた保育の必要性に応じて、保育の必要量が決まります。「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に分けられ、利用可能時間が異なります。

保育必要量の区分	保育の必要性	保育を利用できる時間
保育標準時間	・月の就労時間が１２０時間以上 ・妊娠、出産	１日あたり最長１１時間+延長保育
保育短時間	・月の就労時間が６４時間以上１２０時間未満 ・求職活動中 ・育児休業取得中の場合	１日あたり最長８時間+延長保育

上記の他、保護者の状況に応じ、保育標準時間もしくは保育短時間の認定を行います。また、保育短時間認定者における、8 時間の保育時間帯は各施設で定めており、それぞれ異なります。

※育児休業取得時に、既に保育所等を利用している児童がおり、継続利用が必要な場合、育児休業期間中における保育認定は、原則として「保育短時間」区分での認定になります。ただし、平成 26 年度以前に既に入所していた児童については、経過措置として原則、標準時間認定とし、希望があれば短時間認定を受けることが可能です。

Ⅲ．保育必要量の変更について

保護者等の勤務時間等の変更により、保育時間の変更を希望する場合は、「保育標準・短時間希望に関する申立書」に必要事項を記載のうえご提出下さい。認定変更は、申立書の提出があった翌月です。様式は市ホームページからダウンロードできます。

９．保育料について

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、入所する児童が次に該当する場合は、保育料はかかりません（ただし、給食費や延長保育料等、各園に直接支払っていただく費用の負担はあります）。

①令和 2 年 4 月 1 日時点で 3 歳である。

②令和 2 年 4 月 1 日時点で 3 歳未満であり、かつ保護者の市町村民税が非課税である。

これらに該当しない場合は、市が保育料の階層を決定し、階層ごとに定める金額を毎月ご負担いただきます。

保育料の階層は、入所児童の父母の課税額の合計又はそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の課税額の合計で決定されます。また、保育料の切り替え時期は、毎年 9 月となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料						当年度の市町村民税額に基づく保育料					

※保育料算定時、市町村民税所得割額を計算する場合には、次の規定は適用されません。

ⅰ）配当控除（地方税法附則第 5 条第 3 項）
ⅱ）外国税額控除（地方税法第 314 条の 8）
ⅲ）住宅借入金等特別税額控除（地方税法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項）
ⅳ）寄附金税額控除（地方税法第 314 条の 7）
ⅴ）配当割額又は株式譲渡所得割額の控除（地方税法第 314 条の 9）

Ⅰ．保育料の算定について

保育料を算定するにあたり、通常は入所児童の父母の課税額の合計が用いられます。しかし、父母（ひとり親の場合は母(父)）の収入の合計が年間 120 万円未満であり、かつ、同居の祖父母のいずれかの収入が 300 万円以上である場合、家計の主宰者を祖父母のいずれか収入が多い方と判断し、父母と家計の主宰者の課税額の合計により保育料を算定します。

ただし、就労開始に伴い、直近 3 ヶ月の収入が月額 10 万円以上である場合、年間の収入が 120 万円以上になる事をふまえ、父母（ひとり親の場合は母(父)）の課税額の合計で保育料を算定することができます。なお、その場合は、給与明細表等の収入金額が分かる書類を直近 3 ヶ月分提出していただく必要があります。また、保育料の変更は申請があった日の属する月の翌月からになります。

Ⅱ．保育料の多子軽減について

入所児童の父母もしくはそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の課税額の合計が 57,700 円未満の場合で、特定被監護者等※のうち第 2 子目にあたる場合は本来の保育料の半額、第 3 子目以降は無料となります。さらに、市町村民税非課税世帯である場合、第 2 子目も無料となります。

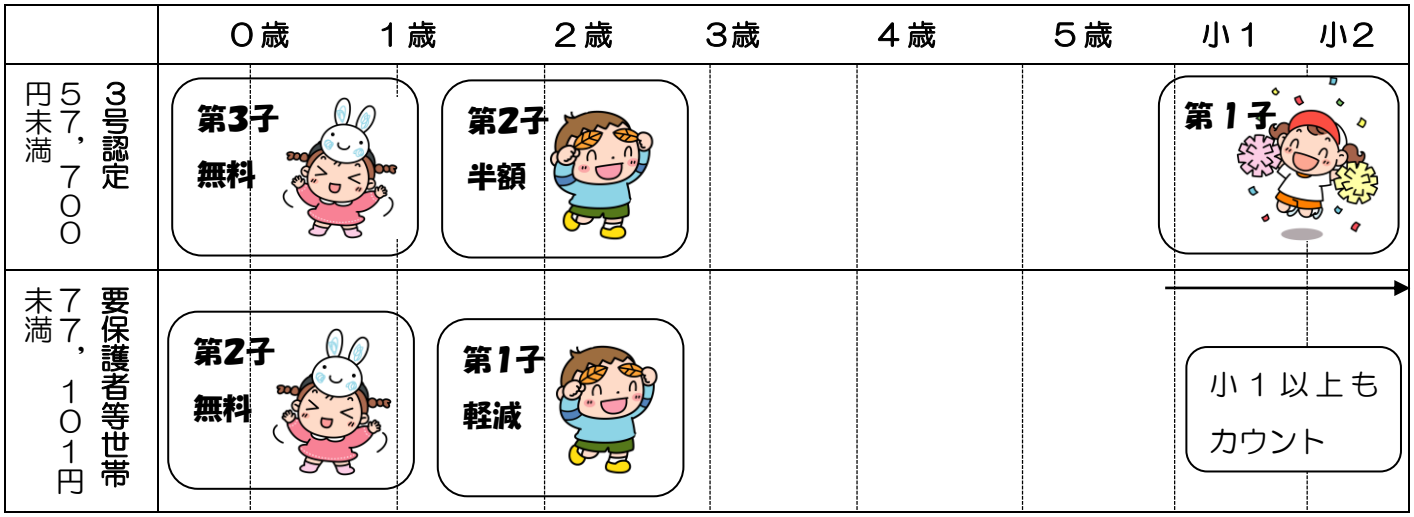
要保護者等世帯でかつ、保護者もしくはそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の課税額の合計が77,101 円未満の場合で、特定被監護者等のうち第 2 子目以降にあたる場合は無料になります。

これらの課税額の制限の範囲内である場合、図にすると次のような仕組みになります。

一方、課税額の制限を超える場合は、保育施設等に入所している児童が何人いるかをカウントし（3 歳～5 歳の無償化対象児童もカウントに含みます）、それらの児童のうち、2 番目に年齢が高い児童が本来の保育料の半額、3 番目以降の児童が無料となります。なお、ここでいう「保育施設等」には企業主導型保育事業以外の認可外保育施設は含まれません。

※特定被監護者等…①保護者に監護されるもの（未成年）、②保護者に監護されていたもの（①が成年に達した者）、③保護者またはその配偶者の直系卑属（①②以外）　例）小学生～高校生

※要保護者等世帯…ひとり親世帯もしくは在宅障がい児（者）がいる世帯を指します。



※3 歳～5 歳の無償化対象児童がいる場合、児童数のカウントに含みます。

Ⅲ．保育料の支払いについて

①保育料の支払方法

利用する施設	納入方法
認可保育所	口座振替　または納付書による金融機関での窓口払。 （口座振替納付依頼書は、市窓口で配布しています）
認定こども園	施設の定める方法により、施設に納入します。
地域型保育事業所 （小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）	

②保育料の督促手数料について

定められた納期限までに納付のない保育料については、督促手数料として 100 円を追加徴収します。

保育料は必ず納期限内にお支払いください。

③保育料の児童手当からの申出徴収について

保育料に未納がある場合は、児童手当の支給の際に支給額の一部を天引きして未納保育料の支払いにあてることができます。天引きする金額や期間等につきましては、市保育所・幼稚園課と協議のうえ申し出により決定します。未納保育料の速やかな支払いにご協力ください。

Ⅳ．保育料の変更について

結婚や離婚などにより、世帯の所得や市町村民税額に変更があった場合は、保育料が変更になる事がありますので、速やかに市役所までご連絡下さい。なお、保育料の変更は、原則、申請のあった翌月からになります。ただし、結婚の場合は事実発生の翌月から適用になりますので遡って請求を行う事があります。

１０．育児休業取得（予定）の方へ

育児休業取得中に当該児童の保育所への入所はできません。その為、復帰時期に合わせて入所申請を行う必要があります。入所後の慣らし保育に対応できるように、復帰日から数えて最長約１ヶ月前からの入所が可能です。なお、入所日から復帰日までの通所可能日数(日・祝日以外)が2週間程度見込まれる場合は、復帰日の属する月の 1 日が入所日になります。

Ⅰ．入所申請について

育児休業復帰により保育所入所を希望する場合、申請書の提出締切が通常と異なります。育児休業復帰予定者について、年度途中までの枠取りを事前に行い、可能な限りスムーズに職場復帰ができるよう支援しています。具体的には、9 月までの入所希望について、一斉申込みの時期と年度途中における申請の両方で枠取りを行っています。また、年度途中（10月以降）の申請締切を入所希望月の前々月の 10 日（土・日・祝日の場合はその前日）とし、より枠取りができるようにしています。ただし、市外在住の方は転入時期によって、枠取りができない場合があります。

●11 月の一斉申込みの場合

例1）入所日：令和 2 年 9 月 1 日（復帰日：令和 2 年 10 月 1 日）
住所地：市内在住
→4 月入所申込み者と同時に入所選考を行い、可能な限り枠取りを行います。ただし、入所決定は 8 月の下旬ごろになります。

例2）入所日：令和 2 年 9 月 1 日（復帰日：令和 2 年 10 月 1 日）
住所地：市外在住
転入予定日：令和 2 年 3 月末日予定
→令和 2 年 3 月末日までに小郡市へ転入する見込みがある為、可能な限り枠取りを行います。

●年度途中に申請する場合(5月～9月入所希望)

例3）申請日：令和 2 年 4 月 1 日
入所日 ：令和 2 年 9 月 1 日（復帰日：令和 2 年 10 月 1 日）
住所地 ：市内在住
→4月から選考対象とし、可能な限り枠取りを行います。ただし、入所決定は 8 月の下旬ごろになります。

●年度途中に申請する場合（10月以降の入所希望）

例4）申請日：令和 2 年 9 月 1 日
入所日：令和 2 年 11 月 1 日（復帰日：令和 2 年 12 月 1 日）
住所地：市内在住
→令和 2 年 9 月から選考対象とし、可能であれば枠取りを行います。

１１．よくある質問とその回答

Q1. 保育所で申請するのと、市役所で申請をするのでは、優先順位に差がでますか？ また、受付日に保育所へ行けない場合はどうしたらよいですか？	A1. 優先順位に差はありません。保育所での受付は、園の見学や、お子様の健康状況等を保育所側が事前に把握するためです。できる限り保育所で申請を行ってください。どうしても行けない場合は、市の窓口でお申込みください。
Q2. 第 1 次申込み期間中に申請する場合、本社が遠方の為、就労証明書が間に合わないのですが、どうしたら良いですか？	A2. 第 1 次申込みの場合、11 月 29 日までに申請書と調査票を提出していただき、就労証明書は12月27日までに提出して下さい。
Q3. 他市町村の保育所に入所できますか？ また、どのような手続きが必要ですか？	A3. 他市町村の保育所が利用できる「広域利用制度」があります。その場合、「保護者の勤務地が遠く、小郡市内の保育所では送迎が間に合わない」などの特別な理由が必要です。申請書等に加え、理由書を提出する必要があります。 なお、広域利用者の入所決定は大変遅くなることが予想されます。利用を検討する際は、事前にご相談ください。
Q4. 令和元年 11 月現在、育児休業中で復帰が翌年8月 1 日ですが、令和 2 年度になってから申請した方が良いですか？	A4. いいえ。できる限り 4 月入所希望者と同時期(11 月中)に申請するようにしてください。入所希望が 9 月 1 日(復帰日が 10 月 1 日)までの方は枠取りを行っています。
Q5. 転入予定ですが、事前に申込むことはできますか？	A5. はい、可能です。年度途中入所申請の場合、入所日の属する日の前月末までに、11月の一斉申込みの場合は令和2年3月末までに転入いただくことが条件です。なお、転入できない場合は入所取り消しとなります。
Q6. 求職中で入所した場合や、入所後に退職して求職活動をしている場合、仕事が決まらなかったらどうなりますか？	A6. 誓約期間は 2 か月です。求職活動で入所した場合は、入所日の属する月を含めて 2 か月以内に、途中で退職した場合はその月を含めて 2 か月以内に仕事が決まらなければ、**原則退所**となります。やむを得ない事情がある場合は、事前にご相談ください。
Q7. 求職活動により短時間認定を受けています。フルタイム就労が決まり標準時間認定を受けたいのですが、どうしたら良いですか？	A7. 就労証明書と印鑑を持って、市役所で認定変更の申請をしてください。なお、**支給認定の変更は申請日の翌月から**です。

Q8. 現在上の子が入所していて、下の子を妊娠しています。産休・育休中も上の子を預けることはできますか？また、必要な手続きはありますか？	A8. 下の子が 1 歳を迎える誕生日の前日の属する月の月末まで、入所できます。ただし、その後速やかに復帰することが条件です。そのため、定員等の都合により下の子が入所できない場合を除き、育児休業期間が下の子の 1 歳になる誕生日を超える場合は、育児休業取得する同月末で退所になります。 産休に入ったら、速やかに母子健康手帳の写し（保護者の氏名と出産予定日が分かるもの）と、申告書（様式④）を提出してください。その後育児休業を取得したら、速やかに育児休業証明書（様式①）を提出してください。提出日の翌月から、短時間認定（8 時間保育）になります。
Q9. 退所する場合はどのような手続きをしたらよいですか？	A9. 退所日は原則、退所したい月の月末になります。退所届を保育所又は、市役所へ提出して下さい。ただし、転出の場合は原則、転出日で退所になります。
Q10. 転園したいのですが、どうしたらよいですか？	A10. 年度途中での転園はできません。次年度の継続申請をするときに、希望先の保育所を記入し、市窓口で申込んでください。ただし、転園の確約はできません。転園ができなかった場合は、現在通園中の保育園を継続します。
Q11. マイナンバーはなぜ必要なのですか？	A11. 認定や届出に関する審査など、マイナンバーを利用して事務を行うよう法令で定められていることから、マイナンバーの記載をお願いしています。マイナンバーを利用することで転出入時に必要な所得課税証明書などの書類提出を省略できるようになりました。
Q12. 残高不足で口座振替ができなかったのですが、どうしたら良いですか？	A12. 口座振替は毎月末日（土・日・祝日の場合は翌営業日、12 月分は 1 月 6 日）です。振替できなかった方には、納付書を送ります。金融機関又は市役所窓口にてお支払いください。
Q13. 年度途中の入所は空きが無く難しいと聞きます。その為、育児休業の延長を考えているのですが、どのような手続きが必要ですか？	A13. お子様が 1 歳を迎える誕生日の属する月（若しくはその前月）の 1 日を入所希望日とし、入所希望日の前月 10 日までに申請手続きを行って下さい。入所選考後、入所できない場合は「保育所入所保留通知書」を下旬頃に送付しますので、事業所並びにハローワークで育児休業延長の手続きを行って下さい。

１２．申請書の記入例

下記（かき）を参考に申請書のご記入をお願いたします。**漏れが無いようにご注意ください。**

令和2年度子ども・子育て支援施設型給付費等教育・保育給付認定申請書
（施設利用申請書兼児童台帳）　記入例

0歳・1歳・2歳・3歳・4歳・5歳	在・新
1.新規	2.継続	3.変更	4.再交付

小郡市長　様

申請（申込）日　令和 元 年 11月 △△日

※黒または青のボールペン・万年筆で記入してください

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。
また、保育所（保育部分）入所希望の場合は、施設利用もあわせて申請します。
（幼稚園（幼稚園部分）については、直接施設へ申請してください。）

保護者氏名　**小郡　一郎**

利用を希望する認定区分	□ 1号（教育）（幼稚園名：　　）	2号（保育3歳以上児） ☑ 標準時間 □ 短時間	3号（保育3歳未満児） □ 標準時間 □ 短時間

ふりがな	おごおり　かなう	平成27年5月1日生	保護者との続柄	子	現在の保育状況	1 保育所　4 他人預 2 幼稚園　5 自宅 3 親戚預　6 その他（　）
児童氏名	小郡　かなう					

現住所	小郡市　255番地1	電話番号	
		自宅	0942－72－2111
平成31年1月1日の住所（現住所と同じ場合は「同上」）	○○市○○　△△△ー××	父の携帯	090－○○○○ー△△△△
令和2年1月1日の住所（現住所と同じ場合は「同上」）		母の携帯	080－○○○○ー△△△△
認定者番号	既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。		

①世帯の状況（児童本人を含めすべての同一世帯員及び同居人を記入ください。）

世帯員の状況	ふりがな 氏名	児童との続柄	生年月日	同居・別居	勤務先・就学先等（児童は学校・保育所等）	備考（職場等の連絡先）	障がい等の有無
	小郡　一郎	父	大正・昭和・平成・令和 △年 ○ 月×日	同・別	（株）○○○	092－651－××××	
	小郡　花子	母	大正・昭和・平成・令和 △年 ○ 月×日	同・別	農業		
	小郡　ゆめ	姉	大正・昭和・平成・令和 △年 ○ 月×日	同・別	小郡小1年	療育手帳	有
	小郡　かなう	本人	大正・昭和・平成・令和 27年5月 1日	同・別			
	小郡　太郎	祖父	大正・昭和・平成・令和 △年 ○ 月×日	同・別	（株）×××	0942－77－××××	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	同・別			
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	同・別			

学生の方は、4月1日時点での学年を記入してください。

生活保護の状況　☑ 適用無し　□適用あり（　年　月　日保護開始）

②税情報等の提供に当たっての署名欄

1）小郡市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者及び同居者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費額について、特定教育・保育施設等に提示することに同意します。

2）年度当初（4月）の利用に向けた認定事務が集中する時期については、審査結果（認定証交付）が令和2年3月以降になることを了承します。

保護者氏名　**小郡　一郎**　小郡

③保育の利用を必要とする理由等（1号認定の幼稚園（教育）を希望される方は、記入不要です。）

利用を希望する期間	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで
利用を希望する時間	7 時 00 分（登園） から 17 時 00 分（お迎え） まで
父	☑ 就労 □求職 □就学 □疾病・障害 □介護・看護 □災害復旧 □その他（　）
就労等（就学）時間	8 時 30 分 から 17 時 00 分 まで
母	☑ 就労 □出産 □求職 □就学 □疾病・障害 □介護・看護 □災害復旧 □その他（　）
就労等（就学）時間	8 時 30 分 から 17 時 00 分 まで
育児休業明け	☑ 無し □有り（　年　月　日復帰予定）
生計中心者の失業	☑ 無し □有り（離職日：　年　月　日）

入所を希望する保育所（園）等名		
	第1　○○○保育園	第4　□□□保育園
	第2　△△△保育所	第5　○△□保育所
	第3　×××保育園	第6　×□□保育園

記入例

子どものための教育・保育給付の支給に係る個人番号台帳

※太線内を記入して下さい。

小郡市長　様

新規申込・在園中

受領印欄

令和元年１１月　４日

フリガナ
保護者名　　ホイク　チチタロウ
保育　父太郎　　印

下記のとおり「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の定めるところにおける、子どものための教育・保育給付の支給に係る施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請に必要な個人番号を提供します。また、認定、入所又は保育料決定等に関して、個人番号を必要とされる事務において個人番号の利用に同意します（同一地番の祖父母等を含む）。

令和元年１１月　４日現在住所	小郡市小郡２５５番地１

入所児童氏名	ふりがな　ほいく　じろう 保育　二郎	性別	生　年　月　日	申請年度4/1現在年齢
		(男)・女	H　28年　7月　8日生	3　歳

	氏　名	児童との続柄	生年月日	個人番号	備考
1	保育　父太郎	父	大正・(昭和)・平成・令和 ６０年　４月　５日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 ◆ × △	
2	保育　母子	母	大正・(昭和)・平成・令和 ６３年　５月　４日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 ○ × △	
3	保育　二郎	本人	大正・昭和・(平成)・令和 ２８年　７月　８日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 ○ × ▽	
4	保育　一郎	兄	大正・昭和・(平成)・令和 ２６年　６月　７日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 ○ × ◇	
5	保育　花子	妹	大正・昭和・(平成)・令和 ３０年　８月　９日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 ○ × ■	
6	保育　翁	祖父	大正・(昭和)・平成・令和 ３０年　９月　１０日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 ◇ × △	
7	保育　嫗	祖母	大正・(昭和)・平成・令和 ３２年１０月　１１日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 ○ ● △	
8			大正・昭和・平成・令和		
9					
10					
11			年　月　日		

※叔父、叔母、祖父母の記入は不要です。ただし、現在の保育料算定に祖父母の収入が関係している、または、両親の前年の収入の合計が120万円未満の場合は、祖父母を記入して下さい。
この台帳は入所児童1人につき1枚ずつ提出して下さい。

※備考欄

困ったときに・・・

１３．ファミリーサポートセンター事業について

子育て中の家庭が、仕事と育児を両立し、安心して生活できる環境を整備するため、ファミリー・サポート・センターを設置しています。育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（協力会員）が、それぞれファミリー・サポート・センターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う、会員組織です。

（1）ご利用にあたって

はじめに、会員登録が必要です。次の要件をみたす場合であれば、どなたでも会員登録ができます。また、両方の会員になることもできます。

＜依頼会員＞

・市内在住または、市内事業所等に勤務する人

・生後６か月以上の乳幼児～小学生のお子さんがいる世帯

・センターが指定する講習会を受講した人

＜協力会員＞

・市内在住でかつ、２０歳以上の人

・健康で積極的に活躍できる人

・センターが指定する講習会を受講した人

（2）援助活動の内容

・仕事や買い物などで外出する際のお子さんの預かり

・保育所、幼稚園などへの送迎、帰宅後の預かり

・冠婚葬祭や学校行事の際のお子さんのお預かり　など

※宿泊を伴う援助、病児・病後児の援助、家事の支援は対象外です



（3）利用料金

利用料金は下表のとおりです。その他交通費などの実費や食事代がかかる場合があります。

曜日	時間	１時間当たり	10 分当たり
月～土曜日（祝日を除く）	午前７時～午後７時	600 円	100 円
	上記以外の時間	900 円	150 円
日曜日・祝日（12/29～1/3 含む）		900 円	150 円

利用料金は、依頼会員が協力会員へ直接お支払いください。

（4）申込み先

お申込みの際は、下記の事業所へご連絡ください。ただし、年間の講習会スケジュールの関係上、すぐに会員登録ができない場合があります。予めご了承ください。

ファミリー・サポート・センターおごおり（シルバー人材センター２階）　☎０９４２－２７－５４１１

※ファミリー・サポート・センターを利用する市内在住の依頼会員のうち、下記対象者は登録後助成を受けることができます。

対象者	登録申請時に必要な書類
ひとり親世帯（所得制現有）	会員証＋児童扶養手当証書又は戸籍謄本・所得課税証明書
生活保護世帯	会員証＋福祉事務所長の発行する証明書
市町村民税非課税世帯	会員証＋所得課税証明書

問合せ先　子育て支援課　児童家庭係　☎72－6666（内線７１２）

子どもが病気になった時に・・・

１４．病児・病後児保育事業について

お子さんが病気の場合で、保護者が仕事や病気などで、昼間家庭で育児を行うことが困難な時に、ご利用いただけます。

○委 託 施 設　・社会福祉法人こぐま福祉会「こぐま子どもの家」（小郡市大板井1143－1）
・医療法人社団豊泉会「まどかチャイルドケアセンター」（小郡市あすみ1－40）

○利 用 可 能 日　月曜日～土曜日（日・祝日・盆・年末年始は休み）

○対 象 者　病気または病気回復期の、0 歳※から小学校 6 年生までのお子さん

※0歳児の保育は、「こぐま子どもの家」では生後3か月から、「まどかチャイルドケアセンター」では生後 10 ヶ月から受入します。

○利 用 条 件　・子どもが病気にかかっていること
・保護者が仕事や病気で、昼間家庭での保育ができないこと

※インフルエンザ・麻しん・流行性角結膜炎（はやり目）・１歳未満児の RS ウイルス（細気管支炎）・水痘の場合はお預かりできません。ただしインフルエンザについては、「まどかチャイルドケアセンター」では受入できる場合がありますので、施設にお問い合わせください。

○利 用 方 法　まずは各施設にて事前登録が必要です。登録後は、利用日の電話予約ができます。

○利用料・利用時間（下記のほか、児童の状況により必要となった諸経費(医療費など)は別途実費負担となります。）

【こぐま子どもの家】

	8：30～16：00	7：30～8：30 16：00～18：00
0 歳～3 歳未満	2,000 円	1 時間あたり 300 円
3 歳以上	1,000 円	1 時間あたり 300 円

【まどかチャイルドケアセンター】

	8：30～16：00 （土曜日は１２時 30 分まで）	8：00～8：30 16：00～18：00
0 歳～3 歳未満	2,000 円	３０分あたり１５０円
3 歳以上	1,000 円	３０分あたり１５０円

○問い合わせ先　・こぐま子どもの家　☎0942－72－7221
・まどかチャイルドケアセンター　☎0942－65－9096



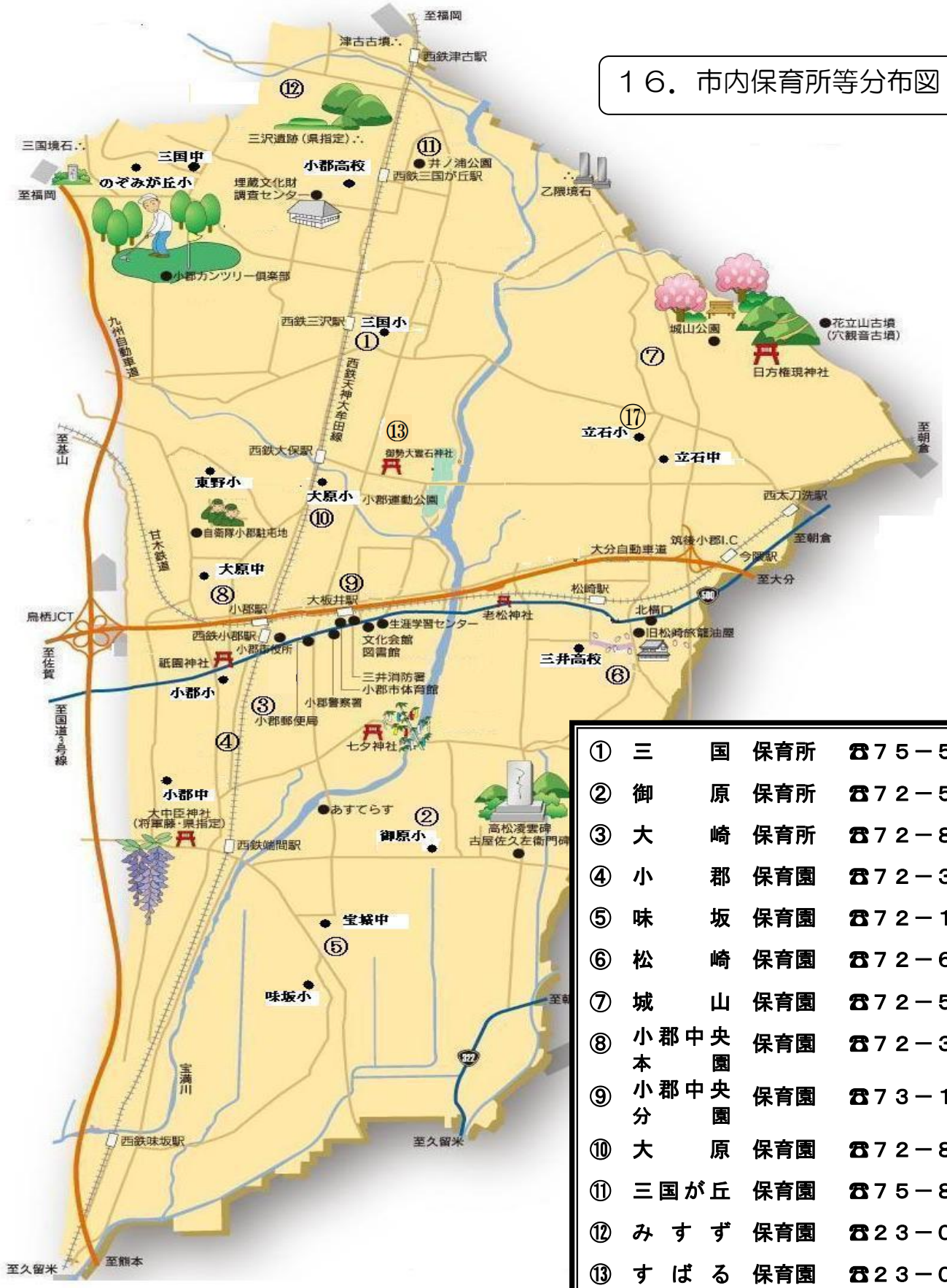
１５．保育所（園）等一覧表

（令和２年４月予定）

保育所名	所在地	定員	電話番号	開所時間 （　　）は保育短時間認定の設定時間		
				月曜～金曜	延長	土曜
三国保育所	三沢4130番地１	110名	75-5031	7:00～18:00 （8：30～16：30）	～19:00	7:30 ～18:30
御原保育所	二タ1513番地	60名	72-5100	7:30～18:30 （8：30～16：30）	―	～18:30
大崎保育所	大崎828番地１	30名	72-8337	7:20～19:00 （8：30～16：30）	18:00～ 19:00	～19:00
小郡保育園	寺福童957番地１	130名	72-3474	7:00～18:00 （8:00～16:00）	～18:30	～18:00
味坂保育園	八坂２０１番地	120名	72-1101	7:00～18:00 （8:30～16:30）	～18:30	～17:00
松崎保育園	松崎677番地１	80名	72-6537	7:30～18:30 （9:00～17:00）	～19:00	～18:30
城山保育園	干潟1135番地１	70名	72-5306	7:30～18:30 （8：30～16：30）	～19:00	～18:30
小郡中央保育園	本園 小郡76番地	120名	72-3883	7:30～18:30 （8:00～16:00）	～19:00	～18:30
	分園 大板井391番地51		73-1515			
大原保育園	大板井620番地２	90名	72-8388	7:30～18:30 （8:30～16:30）	～19:00	～18:30
三国が丘保育園	三国が丘四丁目124番地2	100名	75-8460	7:00～18:00 （8:00～16:00）	～19:00	～18:00
みすず保育園	津古1003番地	90名	23-0876	7:00～18:00 （8:00～16:00）	～19:00	～18:00
すばる保育園	大保９６０番地	１１０名	23-0375	7:30～18:30 （9::00～17:00）	～19:00	～18:30
さくら乳児保育園	美鈴が丘５丁目 ２５番地１１	３６名	75-2023	7:00～18:00 （8:00～16:00）	～18:30	～18:00
のびっこ園	小郡７５３番地	１９名	73-3035	7:30～18:30 （9:00～17:00）	―	～17:00
あすみ園	あすみ１丁目４０	１２名	65-6067	7:00～18:00 （8:00～16:00）	～19:00	～18:00
幼稚園型認定こども園						
三井幼稚園	吹上９９３－１	保育部分 １３８名	72-6984	7:30～18:30	―	～15:30

※さくら乳児保育園、のびっこ園、小規模保育あすみ園は0、１、２歳児のみです。
※あすみ園の土曜の保育は、連携施設のみすず保育園で行います。
※三井幼稚園の保育部分は２～５歳児が対象で、市で利用調整を行います。また、長期休業日等は保育を行わない日があります。

１６．市内保育所等分布図



①	三　国	保育所	☎７５－５０３１
②	御　原	保育所	☎７２－５１００
③	大　崎	保育所	☎７２－８３３７
④	小　郡	保育園	☎７２－３４７４
⑤	味　坂	保育園	☎７２－１１０１
⑥	松　崎	保育園	☎７２－６５３７
⑦	城　山	保育園	☎７２－５３０６
⑧	小郡中央本園	保育園	☎７２－３８８３
⑨	小郡中央分園	保育園	☎７３－１５１５
⑩	大　原	保育園	☎７２－８３８８
⑪	三国が丘	保育園	☎７５－８４６０
⑫	みすず	保育園	☎２３－０８７６
⑬	すばる	保育園	☎２３－０３７５
⑭	さくら乳児	保育園	☎７５－２０２３
⑮	のびっこ園	小規模	☎７３－３０３５
⑯	あすみ園	小規模	☎６５－６０６７
⑰	三井幼稚園		☎７２－６９８４